

唐戸浮棧橋（1号）及び唐戸浮棧橋（2号）
ネーミングライツ・パートナー募集要項

下関市港湾局では、施設の長期的、継続的な運営基盤を確立するため、また市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの更なる充実を図るため、ネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）を次のとおり募集します。

1 募集の概要

次の条件でネーミングライツ・パートナーを募集します。

施設として、わかりやすく市民に親しまれ、また、施設の設置目的にふさわしい愛称をご提案ください。なお、命名していただくのは、施設の愛称であることから、設置条例等例規改正は行いません。

(1) 対象施設

名 称：唐戸浮棧橋（1号）及び唐戸浮棧橋（2号）

（以下「浮棧橋」という。）

所在地：下関市あるかぼーと地先

※ 詳細は、別添 1-1、1-2 のとおり。

※ 浮棧橋（1号）、（2号）合わせてのネーミングライツ・パートナーの募集です。（1号）のみ、又は（2号）のみの募集は行っておりません。

(2) ネーミングライツ料（希望金額）

年額 60 万円以上

※ 浮棧橋（1号）、（2号）合わせての金額です。

※ 消費税及び地方消費税は、別途必要となります。

※ 希望金額未満での応募も可能です。

※ ただし、初年度については月割りとし、日割りはしません。（年額を 12 で除した額に愛称を使用する月数を乗じ、この額に 1

円未満の額が生じる場合は、小数点以下は切り捨てます。)

(3) 愛称の使用期間

愛称の使用開始月から3年間

(4) 契約の更新

愛称の使用期間の満了に際し、原則として満了の6ヶ月前までに本市又はネーミングライツ・パートナーの双方から特段の意思表示がないときは、当該愛称の使用期間の満了後も同一の条件で契約を更新することとします。この場合において、更新後の契約期間は1年間とし、以後同じ年数とします。

(5) ネーミングライツ・パートナーの特典 (スポンサーメリット)

ア 愛称の普及のため、本市は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、記者発表し、本市のホームページでも公表いたします。また、本市の各種広報において愛称を使用するなど、愛称の普及に努めます。

イ ネーミングライツ・パートナーとして、本市港湾局ホームページからネーミングライツ・パートナーのサイトへリンク設定を行います。

ウ ネーミングライツ・パートナーであることや、愛称及び写真について、自己の管理する媒体 (ホームページ、出版物等) に掲載することができます。

エ その他、ネーミングライツ・パートナーにおいて、ネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議により決定させていただきます。

(6) 愛称の命名条件

ア 浮棧橋 (1号)、(2号) それぞれに、愛称をご提案ください。同一の愛称とすることも可能ですが、その場合は番号を付ける等、浮棧橋それぞれの区別がつくような愛称としてください。

イ 浮棧橋にふさわしく、施設の設置目的がイメージできる愛称をご提案ください。

ウ 親しみやすさや、呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称をご提案ください。

エ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

- (ア) 法令等に違反しているもの
- (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (エ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (オ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (カ) 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- (キ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (ク) 個人の氏名
- (ケ) 愛称として適当でないと認められるもの

オ 利用者や市民の混乱を避けるため、愛称はその使用期間中に変更できません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更に当たっての相当の理由があると認められる場合を除きます。

カ 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係について問題が無いものであることを条件とします。愛称決定後に発生した問題については、ネーミングライツ・パートナーの責任において対応していただき、本市は責任を負わないものとします。

キ 国又は山口県への補助金申請並びに下関市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

ク 愛称には、原則として、「下関」又は「唐戸」いずれかの施設の場所
が分かる文字、及び「栈橋」や「ポンツーン」、「ターミナル」等の船を
係留する施設であることが分かる文字を含むものとします。(「下関」、
「栈橋」等の文字は、漢字、かな、カタカナは問いません。)

使用可能な愛称の例は下表のとおりです。

使用可能な愛称の例	使用不可能な愛称の例
会社名、商号、商品名、 ロゴマーク	矢印・距離等の交通案内、交通標識等と 誤認させるようなデザイン（進入禁止マ ーク、信号の絵等）

【会社名が「維新商事株式会社」、ブランド名が「長州」である場合の愛称の例】

	唐戸浮棧橋（1号）	唐戸浮棧橋（2号）
例1	カラト 維新 棧橋（1号）	カラト 維新 棧橋（2号）
例2	維新 からとターミナル	長州 からとターミナル
例3	長州 からと船着き場1	長州 からと船着き場2
例4	長 さん橋しものせき	州 さん橋しものせき

（7）愛称の標示及び標示に係る費用負担等

ア ネーミングライツ・パートナーは、対象となる施設に愛称を標示することができます。

標示物については、ネーミングライツ・パートナーに帰属します。

施設名称の標示の変更及び新規設置については、ネーミングライツ・パートナーが施工するものとし、その施工に要する費用（関係機関への手続きに係る経費含む。）については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとしします。

この場合、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、本市と協議のうえ決定することとします。

また、施設への新規看板等の設置については、設置の可否を含め本市と協議のうえ決定することとし、あわせて本市への申請、承認が必要となります。その他、関門景観条例（平成17年条例第284号）のもと、関門景観計画に即した標示であることとし、標示の設置工事等については、下関市屋外広告物条例（平成20年条例第77号）及び下関市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第9号）に基づく各種手続きが必要となる場合があります。

なお、契約終了後の原状回復についてもこれらすべて同様とします。

イ 道路標識等の案内標示につきましては、本市が道路管理者等へ確認を行い、変更が可能なものについては標示の変更を行うことができます。このことに要する費用については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとしします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とします。

(8) 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できることとします。次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人
- イ 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている法人
- ウ 都道府県民税、市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）及びその他の租税の滞納がある法人
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きをしている法人
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する法人
- キ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する法人
- ク ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる法人

2 応募の方法

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申出書（様式第1号） 1部
- イ 企画提案書（様式第5号） 1部
- ウ 提案する愛称デザイン、浮栈橋への標示イメージ（様式自由） 1部
- エ 登記事項証明書（原本） 1部
（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- オ 印鑑証明書（原本） 1部
- カ 都道府県民税、市税及びその他租税に滞納がないことを証する書類（原本）各1通
（参加申出の日から、1月以内のもの）

キ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び
事業報告書 各1部

ク 定款、その他これらに類するもの（原本証明を行ってください。）
各1部

(2) 募集期間

令和元年 8月26日（月）から

令和元年 9月30日（月）まで

※ 持参の場合は、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8
時30分から午後5時15分までとします。

※ 郵送の場合は、令和元年9月30日（月）午後5時15分まで
に必着のこと。

(3) 提出先

〒750-0066 山口県下関市東大和町一丁目10番50号

下関港国際ターミナル3階

下関市港湾局 施設課（管理係）

(4) 質問の受付

募集要項に関する質問を、次のとおり受付します。

ア 受付期間 令和元年 8月26日（月）告示後から
令和元年 9月13日（金）午後5時まで

イ 受付方法 質問書（様式第4号）に記入のうえ、ファクシミリ又
は電子メールにより「7 問合せ先」まで提出してく
ださい。

ウ 回答方法 質問に対する回答は、随時ファクシミリ又は電子メー
ルにて、原則として質問者に対してのみ回答いたしま
す。

(5) 参加資格の確認

上記（1）の提出書類を受理した後、参加資格の有無を確認し、令和
元年10月9日（水）までに、その結果を応募者に参加承認書（様式第
2号）又は参加不承認書（様式第3号）により通知します。

(6) その他

- ア 応募に要する経費等は、全て応募者の負担とします。
- イ 提出書類等は、返却しません。
- ウ 提出書類等は、必要に応じ複写します。
- エ 提出書類等は、情報公開請求により開示する場合があります。

3 契約締結までの流れ

(1) 選定委員会の設置及び審査

別途設置する「唐戸浮棧橋（1号）及び唐戸浮棧橋（2号）ネーミングライツ・パートナー選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙2「審査方法」により、提出書類を審査のうえ、優先交渉権者及び次点者を選定します。

(2) 審査結果の通知及び公表

優先交渉権者は、令和元年10月25日（金）までに決定し、その結果については、全ての応募者に審査結果通知書（様式第6号）で通知します。
また、本市ホームページ等で、優先交渉権者及び次点者等を公表します。

(3) 優先交渉権者との協議及び契約締結

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者として選定された場合は、契約内容について本市と協議を行い、合意に至った場合は、見積書の徴取、契約書の作成及び契約保証金等については、下関市契約規則（平成21年規則第29号）の定める手続きに従うこととなります。

そのうえで、契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

なお、協議は、優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

4 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料の支払は、契約期間中の各年度当初に、本市からの請求に基づき支払うこととします。

なお、分割して支払うことはできません。

5 リスク負担

(1) 本市及び第三者に損害が生じた場合のリスク負担

標示した愛称の倒壊等により本市の施設や第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権及び著作権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。ただし、市の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りではありません。

(2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定することとします。

6 契約の解除

愛称の使用期間中に、愛称の命名条件や、応募資格を満たさなくなった場合に契約解除する他、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約解除する場合や、信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれたことにより契約解除する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーが負担することとし、その他に生じた損害等については、ネーミングライツ・パートナーがその責めを負うこととします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーが本市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しません。

7 問合せ先

〒750-0066

山口県下関市東大和町一丁目10番50号

下関港国際ターミナル3階 下関市港湾局施設課（管理係）

担 当：福島・江口

電話番号：083-231-4173 FAX番号：083-233-0860

メールアドレス：kwshiset@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

審 査 方 法

1. 審査方法

ご提出いただいた企画提案書（様式第5号）により、募集要項7頁で規定した選定委員会の委員がそれぞれ次の基準にしたがって審査し、選定委員会委員の採点において、最高得点をつけた委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者といたします。

	審査項目（審査観点）	配点
①	応募金額（最高応募金額との比較）	40点
②	愛称名（親しみやすさ、呼びやすさ 等）	20点
③	下関市に対する貢献活動の実績・予定	20点
④	ネーミングライツの活用方法	10点
⑤	景観への配慮	10点
	合 計	100点

【採点方法】

(1) 審査項目①については、次の算式により採点します。

$$\text{応募金額の得点} = 40 \text{点} \times \frac{\text{当該応募金額}}{\text{最高応募金額}}$$

（小数点以下第1位を四捨五入）

※ただし、すべての応募者が本市の希望金額を下回る場合は、最高応募金額を希望金額（60万円）に読み替えるものとします。

(2) 審査項目②、③、④、⑤については、次により採点します。

判断基準	②・③	④・⑤
非常に優れている	20点	10点
優れている	15点	8点
標準的である	10点	5点
やや劣っている	5点	3点
劣っている	0点	0点

(3) 審査項目③については、次のような項目を指します。

- ・ 下関市に本店・支店・営業所のいずれかを有する
- ・ 下関市主催又は下関市の市民団体等が主催の行事への協賛等の経済的支援
- ・ 下関市内でのボランティア等の人的支援・清掃等の社会貢献活動
- ・ 下関市民向けのイベントの開催
- ・ 下関市又は下関市の市民団体等への寄附

なお、来年度以降で、下関市への貢献活動の予定がある場合や応募者において将来的なビジョンや意向がある場合は、記入してください。

- (4) 審査項目④については、ネーミングライツを活用した応募者の広報活動の予定やPR方法の計画、本市への提案等を指します。
- (5) 審査項目⑤については、愛称の標示イメージがウォーターフロント開発エリアにふさわしい、周辺の景観に配慮したものであるかを指します。

2. 選定方法

- (1) 選定委員会は、応募者が複数ある場合にあっては、優先交渉権者及び次点者、1者である場合にあっては、優先交渉権者の選定を行います。
- (2) 応募者が複数ある場合にあっては、各委員において最高得点をつけた応募者の得点を1点とし、その合計得点が最も多い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
- (3) 優先交渉権者の選定の際に、最高得点をつけた委員の数が同数の場合は、審査項目「応募金額」が最も高い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
更に応募金額が同額の場合は、各委員の採点結果を合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
- (4) 次点者の選定の際に、最高得点をつけた委員の数が同数の場合は、審査項目「応募金額」が最も高い応募者を次点者として選定します。
更に応募金額が同額の場合は、各委員の採点結果を合算し、最も高い得点となった応募者を次点者として選定します。
- (5) 上記の方法により、優先交渉権者として選定できない場合には、選定委員会において審議のうえ、選定します。(応募者が複数の場合の次点者を含む。)
- (6) なお、委員による採点の結果、各委員の採点結果を合算した点数が各委員の配点を合算した点数の5割に満たない場合、又は、審査基準の各項目において、審査委員の平均点が著しく低い点(2割未満)となる項目がある場合は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを選定委員会において審議し、優先交渉権者及び、次点者として選定しない場合があります。

唐戸浮棧橋（1号）及び唐戸浮棧橋（2号）ネーミングライツ・パートナー
選定委員会の設置について

1. 設置の目的

唐戸浮棧橋（1号）及び唐戸浮棧橋（2号）ネーミングライツを実施するにあたり、唐戸浮棧橋（1号）及び唐戸浮棧橋（2号）ネーミングライツ・パートナー応募者のうち、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者（以下「優先交渉権者」という。）を厳正かつ適正に選定するため、唐戸浮棧橋（1号）及び唐戸浮棧橋（2号）ネーミングライツ・パートナー選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、提案書等の審査並びに優先交渉権者及び次点者の選定に関する事項を所掌する。

3. 組織

選定委員会は、委員6人をもって組織し、委員は、別表のとおりとする。

4. 委員長

- (1) 選定委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は港湾局局長をもって充てる。
- (3) 委員長は、会務を総括し、選定委員会を代表する。
- (4) 委員長が欠席、又は事故があるときは、委員のうち、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5. 会議

選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

6. 解散

会議は、優先交渉権者等の選定を完了した日をもって解散する。

7. 庶務

選定委員会の庶務は、港湾局施設課管理係において処理する。

8. 雑則

このほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表

委員に充てられる職
港湾局長
港湾局理事
港湾局副局長（港湾局経営課長）
港湾事業専門監
港湾局振興課長
港湾局施設課長

施設概要

唐戸浮棧橋（1号）及び唐戸浮棧橋（2号）

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| （1）所在地 | 下関市あるかぼーと地先 |
| （2）構造 | 鉄筋コンクリート |
| （3）建設年度 | 1号：平成10年度（1998年度）
2号：平成8年度（1996年度） |
| （4）延長×幅 | 1号、2号：30m×12m |
| （5）位置図 | 別添1-2参照 |



唐戸浮棧橋（1号）
年間利用者数：約60万人
利用状況：
門司港への定期便
巖流島への定期便



唐戸浮棧橋（2号）
利用状況：
不定期利用

